

## 参考資料 4

### 地方独立行政法人北九州市立病院機構 年度業務実績評価実施要領

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、北九州市長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人北九州市立病院機構業務実績評価の基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

#### 1 評価区分

##### (1) 全体評価

当該事業年度における業務の実績全体について評価を行う。

##### (2) 項目別評価

###### ① 大項目評価

法第25条第2項第2号から第5号の各号に基づき、中期目標に掲げる第2から第5の事項について評価を行う。

###### ② 小項目評価

大項目評価で定める評価区分に基づき、別表で定める事項について評価を行う。

#### 2 評価結果の公表

評価の結果は、評価区分ごとに評価結果報告書にとりまとめ公表する。

#### 3 評価方法

##### (1) 法人の自己評価

法人は、中期計画及び年度計画の実施状況等が明らかになるよう、小項目ごとの当該事業年度における業務の実績をできる限り定量的に記載するとともに、次の5段階で自己評価を行い、判断理由等を記載した業務実績報告書を作成する。なお、業務の実績には、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載するものとし、自己評価は、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

評価5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。

評価4・・・年度計画を上回って実施している。

評価3・・・年度計画を順調に実施している。

評価2・・・年度計画を十分に実施できていない。

評価1・・・年度計画を大幅に下回っている。

## (2) 項目別評価

### ① 小項目評価

市長は、業務実績報告書記載の法人の自己評価を踏まえ、小項目ごとの当該事業年度における業務の実績について、次の5段階による評価を行う。

その際、単に目標値及び前年度数値と当該年度の実績値の比較だけでなく、中期計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかなど、総合的に判断するとともに評価の判断理由等を記載する。

その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

評価5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。

評価4・・・年度計画を上回って実施している。

評価3・・・年度計画を順調に実施している。

評価2・・・年度計画を十分に実施できていない。

評価1・・・年度計画を大幅に下回っている。

### ② 大項目評価

市長は、小項目評価の結果を踏まえ、大項目ごとの当該事業年度における業務の実績について評価を行う。

また、特筆すべき小項目評価やその他考慮すべき事項がある場合、判断理由を記載する。

評価S：評価Aを満たした上で、特筆すべき進歩が認められる

（市長が特に認める場合）

評価A：中期計画の実現に向けて計画以上に進んでいる

（小項目評価結果の2以下が無く、平均が3.5以上）

評価B：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる

（小項目評価結果の2以下の項目評価数が2以下で、

小項目評価結果の平均が3以上）

評価C：中期計画の実現のためにはやや遅れている

（小項目評価結果の平均が3未満）

評価D：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある

（市長が特に認める場合）

## (3) 全体評価

市長は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績全体について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、病院改革の取組(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。

その評価にあたり、項目別評価の結果及びその判断理由とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載するものとする。

また、評価に際し改善すべき事項がある場合は記載する。

#### 4 評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の意見を聞くこととする。

大項目	小項目
<b>第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	
1 政策医療の着実な実施	(1) 感染症医療 (2) 周産期医療 (3) 小児救急を含む救急医療 (4) 災害時における医療
2 医療センター及び八幡病院の特色を活かした医療の充実	(1) 医療センター (2) 八幡病院
3 医療の質の確保	(1) 人材の確保・育成 (2) 医療の質の確保、向上 (3) 医療安全の徹底 (4) 医療に関する調査・研究
4 市民・地域医療機関からの信頼の確保	(1) 患者サービスの向上 (2) 地域医療機関等との連携
<b>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	
1 収入増加・確保対策	(1) 病床利用率の向上 (2) 適切な診療報酬の確保
2 経費節減・抑制対策	(1) コスト節減の推進 (2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備
3 自立的な業務運営体制の構築	(1) マネジメント体制の確立 (2) 職員の経営意識の向上 (3) 法令・行動規範の遵守等
4 職場環境の充実	

大項目	小項目
<b>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	
1 財務基盤の安定化	<p>ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させる。</p> <p>イ 中期目標期間における営業収支及び経常収支の黒字化を実現する。</p> <p>ウ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図る。</p>
2 運営費負担金のあり方	
<b>第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置</b>	
1 看護専門学校の運営	
2 施設・設備の老朽化対策	
3 市政への協力	